

宿泊施設を住宅等に転用
する場合に補助します！

「地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業」の申請受付等について

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う行動自粛の影響により、本市における経済活動の低下、更には地域におけるコミュニティ活動も大きく制限を受けるなど、京都のまちの活力の低下が懸念されています。

この度、本市では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業継続が困難な宿泊施設の住宅等への転用を支援する補助金を新設し、下記のとおり、申請受付等を行いますので、お知らせいたします（補助金の詳細につきましては、添付しています「チラシ」を御覧ください。）。

記

1 補助対象者の概要

旅館業法に基づく宿泊施設又は開業前の宿泊施設（廃業済のもの、令和2年4月1日時点で未竣工のものを含む。）について、「地域コミュニティに資する住宅等（※）」として使用するために工事等を行う者（所有者、借主等）を補助対象者とします。

※「地域コミュニティに資する住宅等」とは・・・

- ・ 補助対象者は、転用後の住宅等を使用しようとする者等に対し、地域自治活動に係る情報等を提供するほか、居住者等に対し、自治会加入を勧奨するなど、地域コミュニティに資する活動を企画・提案し、地域自治活動を支援することが必要です。
- ・ 3階建て以上、かつ、住戸が15戸以上の共同住宅に改修する場合は、当該共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するため、地域自治組織との連絡・調整を行うことが必要です。
- ・ 補助対象者が居住する場合は、地域活動に参加するよう努める必要があります。
(なお、オフィス（コワーキングやテレワーク等）や店舗等を併設する住宅を含みます。)

2 補助対象費用と補助金額の算定

物件		補助対象費用	補助金額	
			算出方法	上限額（※2）
戸建て	京町家 （※1）	【対象となる工事】 ・住宅設備改修工事（台所、浴室等） ・その他設備改修工事（給排水、電気等） ・内部改修工事（壁、床の仕上げ等） ・外部改修工事（屋根、外壁等） ・帳場、看板等、不要なものの撤去 【設計料等】 ・設計料・事務手数料 等	左記補助対象費用について、以下の合計額で算出 ・工事費の合計額に3/4を乗じて得た額 ・設計料等の合計額	100万円
	京町家 以外			15万円
非戸建て				

※1 昭和25年11月22日以前に着工され、かつ伝統構法によって建築された木造建築物（母屋、離れ又は蔵）

※2 うち、設計料等については、15万円を上限とします。

3 事前相談・申請受付

まずは事前相談をお願いします。

(1) 令和2年8月31日(月)～9月11日(金)

事前相談のみ受け付けます。

ア 受付日時

令和2年8月31日(月)から9月11日(金)まで(土日、祝日は休み)
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
ただし、9月11日(金)は、午後3時まで

イ 事前相談の予約

面談相談希望の場合は要予約です。電話番号231-2103に御連絡ください。

ウ 事前相談の受付場所

京都市役所分庁舎2階 第4会議室(まち再生・創造推進室の執務室横)
電話番号 231-2103

(2) 令和2年9月14日(月)～12月28日(月)

申請受付を行います。

また、事前相談についても、継続して受け付けます(9月11日までとは場所が変わりますので、御注意ください)。

ア 受付日時

令和2年9月14日(月)から12月28日(月)まで(水曜日、祝日は休み)
午前9時45分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
※ 申請は12月28日(月)必着。

※ 補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、申請書受付期間内であっても、申請受付を締め切る場合があります。

イ 受付場所

京都市住宅供給公社 京(みやこ)安心すまいセンター
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階)
電話番号 231-2103

※郵送で申請ください。コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

ウ 完了の実績報告

令和3年3月15日(月)までに提出が必要となります。